

令和7年度台東区社会福祉法人集団指導

～ご注意いただきたい運営上のポイント～

台東区役所福祉課指導検査係

集団指導の目的

社会福祉法人として守るべき運営上のルールを再認識し、
法人運営に役立てていただく。

- ◆ 評議員・役員の選任要件は？
- ◆ 選任手続きでもらう書類は？
- ◆ 定款に記載すべき必須事項は？

注意すべき項目について
確認していきましょう！



目次 INDEX

1 役員等の選任に係る注意点

Part 1 選任要件

Part 2 選任手続き

Part 3 役員人事

2 注意すべき運営上の手続き等について

Part 4 定款記載事項

Part 5 議事録の記載必須事項

Part 6 土地

Part 7 届出・公表

Part 8 罰則規定について

1部

役員等の選任に係る注意点

1. 役員等の選任に係る注意点

Part 1

選任要件

- ①評議員
- ②役員
- ③特殊関係者(評議員・役員共通)

Part 2

選任手続き

- ①もうう書類(履歴書、就任承諾書、誓約書)
- ②押印の取扱い
- ③任期と就任日
- ④理事改選→理事長選ぶ

Part 3

役員人事

- ①職務代理
- ②辞任方法
- ③任期途中の交代
- ④評議員→理事を選ぶ方法

①評議員

▶ まず、「評議員になれない者」を下表を参考に把握します

種別	詳細
1. 欠格事由 (法第40条第1項)	① 法人 ② 成年被後見人、被保佐人(規則第2条の6の2) ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して実刑判決を受け、執行が終わっていない者 ④ 禁錮以上の実刑判決を受け、執行が終わっていない者(③以外の者) ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
2. 兼職の禁止	① 当該法人の理事、監事及び職員(法第40条第2項) ② 当該法人の会計監査人(法第45条の2第3項、公認会計士法第24条第1項、経営組織Q & A問41)
3. 親族等特殊関係者	※別ページで詳細を解説(法第40条第4項・第5項)
4. 審査基準で評議員になれない者 (審査基準第3の1)	① 関係行政庁の職員は、法61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でない。ただし、社会福祉協議会は、評議員の総数の5分の1の範囲内であれば可能(法第109条第5項)。 ② 実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当でない。 ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に参加することは適当でない。 ④ 暴力団員等の反社会的勢力の者

▶ その上で『法人の適正な運営に必要な識見を有する者』として相応しいか確認します

Part 1 選任要件 ②役員

▶ まず、「理事および監事になれない者」を下表を参考に把握します

種別	理事	監事
1. 欠格事由 (法第44条第1項) ※評議員と同じ	① 法人 ② 成年被後見人、被保佐人(規則第2条の6の2) ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して実刑判決を受け、執行が終わっていない者 ④ 禁錮以上の実刑判決を受け、執行が終わっていない者(③以外の者) ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員	
2. 兼職の禁止	① 当該法人の評議員(法第40条第2項) ② 当該法人の監事(法第44条第2項) ③ 当該法人の会計監査人(法第45条の2第3項、公認会計士法第24条第1項、経営組織Q & A問41)	
3. 親族等特殊関係者	※別ページで詳細を解説(法第44条第6項、第7項)	
4. 審査基準で役員になれない者 (審査基準第3の1) ※評議員と同じ	① 関係行政庁の職員は、法61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でない。ただし、社会福祉協議会は、評議員の総数の1/5の範囲内であれば可能(法第109条第5項)。 ② 実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任することは適当でない。 ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に参加することは適当でない。 ④ 暴力団員等の反社会的勢力の者	
5. 経営組織Q & Aで監事になれない者 (経営組織Q & A問38)		法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う者

選任要件

③特殊関係者(評議員・役員共通)

	特殊関係者	根拠法令	備考
①	配偶者		
②	三親等以内の親族		
③	当該評議員や役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者	法第40条、第44条	同性パートナーシップを含む
④	当該評議員や役員の使用人		執事・秘書など個人的に雇用されている者
⑤	当該評議員や役員から受ける金銭等により生計を維持する者		
⑥	④または⑤の配偶者		
⑦	③～⑤の三親等以内の親族であり、③～⑤の者と生計を同一にする者	規則第2条の7、8、10、11	
⑧	当該評議員や役員が役員等となっている他の法人(社福以外)の役員等※や職員		▶役員等…法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事など法人の経営に従事している者(評議員は含まれない) ▶当該理事等を含め1/3までは特殊関係者とみなされない
⑨	以下の団体の職員 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人		同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員ないしは理事の総数の1/3を超える場合のみ特殊関係者に該当する

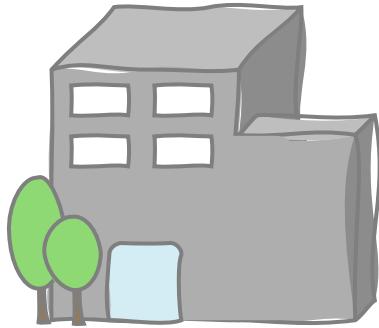
※理事のうちには、各理事と、①～⑧の親族等特殊関係者が3人を超えて含まれてはならない(法第44条第6項)

※各理事並びに当該理事と、①～⑧の親族等特殊関係にある者が理事総数の3分の1を超えてはならない(法第44条第6項)

Part 1 ケーススタディ



評議員の候補として
相応しいのは誰？？



《現在の評議員体制》

民生委員



地区町会長



社会福祉法人
今戸病院職員



弁護士



上野敬子

NPO法人
竜泉協会役員



台東検太

NPO法人
竜泉協会職員



社会福祉法人上野会



評議員： 台東検太



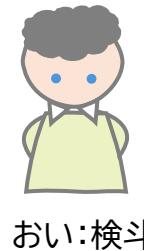
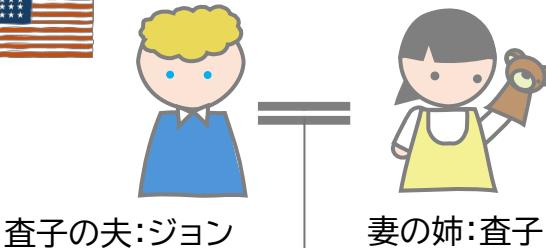
評議員： 上野敬子

評議員が1名辞めたため、現職の評議員の
台東検太と上野敬子が後任の新しい評議員候補を
探してほしいと法人から依頼を受けた

誰を候補に推薦するのが望ましいでしょうか？？

Part 1 ケーススタディ

米国籍・永住者の在留資格あり



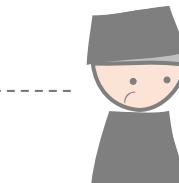
おい:検斗



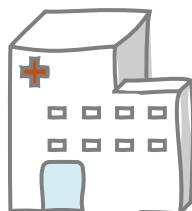
妻:導子(死去)



父: 台東監太



父の間借り人: 鳥越清



護の父:今戸療介
(社会福祉法人
今戸病院の理事長)



証子の同級生: 護



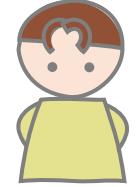
娘:証子(中学生)



入谷トシ
(住込みの家政婦)



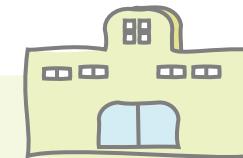
入谷規子
(トシの仕送りで生活)



息子: 康太郎
(無職)



評議員の候補として
相応しいのは誰？？



検太が代表理事を務めるNPO竜泉協会



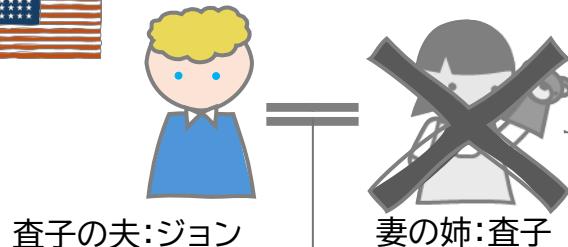
役員: 千束福太郎



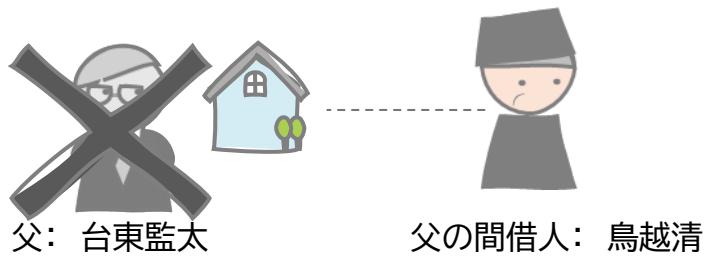
非常勤看護師: 櫻木よし子

Part 1 ケーススタディ

米国籍・永住者の在留資格あり



おい:検斗



護の父:今戸療介
(社会福祉法人
今戸病院の理事長)



証子の同級生: 護



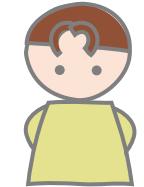
娘:証子(中学生)



入谷トシ
(住込みの家政婦)



入谷規子
(トシの仕送りで生活)

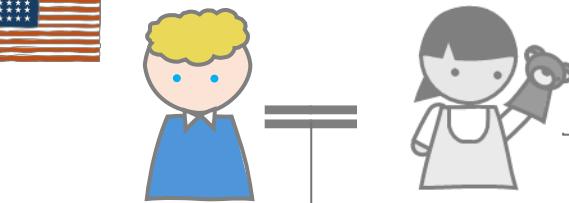


息子: 康太郎
(無職)



Part 1 ケーススタディ

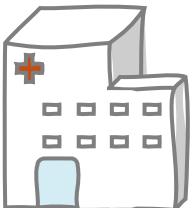
米国籍・永住者の在留資格あり



おい:検斗



妻:導子(死去)



護の父:今戸療介
(社会福祉法人
今戸病院の理事長)



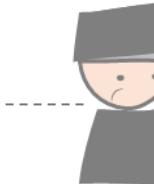
証子の同級生: 護



娘:証子(中学生)



父: 台東監太



父の間借り人: 鳥越清



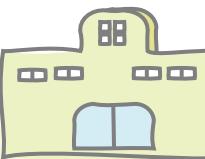
入谷トシ
(住込みの家政婦)



入谷規子
(トシの仕送りで生活)



評議員: 台東検太



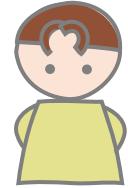
検太が代表理事を務めるNPO竜泉協会



役員: 千束福太郎



非常勤看護師: 櫻木よし子

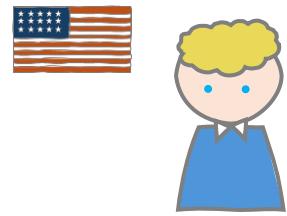


息子: 康太郎
(無職)

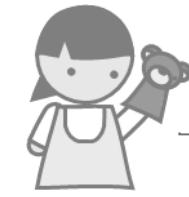
使用者および
使用者の3親等以内の親族で同一生計の者(規則第2条の7)に
該当するので×

Part 1 ケーススタディ

米国籍・永住者の在留資格あり



査子の夫:ジョン



妻の姉:査子



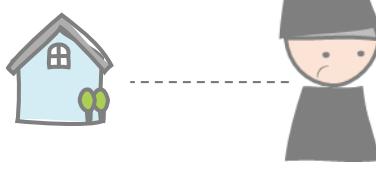
おい:検斗



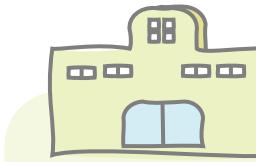
妻:導子(死去)



父: 台東監太



父の間借り人: 鳥越清



検太が代表理事を務めるNPO竜泉協会



役員: 千束福太郎



非常勤看護師: 櫻木よし子

《現在の評議員体制》

民生委員

地区町会長

社会福祉法人
今戸病院職員

弁護士



上野敬子

NPO法人
竜泉協会役員

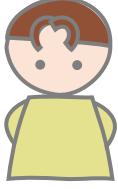


台東検太

NPO法人
竜泉協会職員



どちらか1人でも追加で選任
されると、合計3人となり
1/3を超えててしまう！



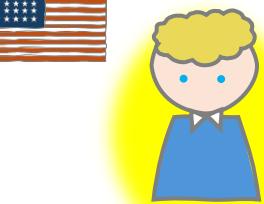
息子: 康太郎
(無職)

Part 1 ケーススタディ



新評議員の候補は？？

米国籍・永住者の在留資格あり



査子の夫:ジョン



妻の姉:査子

3親等以内の親族
(法第44条)



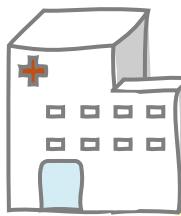
父: 台東監太



父の間借り人: 鳥越清



おい:検斗



護の父:今戸療介
(社会福祉法人
今戸病院の理事長)



証子の同級生: 護



娘:証子(中学生)



入谷トシ
(住込みの家政婦)



入谷規子
(トシの仕送りで生活)



息子: 康太郎
(無職)

ルール上は、護も評議員の候補者にはなれるが、親権者のいる未成年者であることを踏まえると、適当ではないと考えられる

検太が代表理事を務めるNPO竜泉協会



役員: 千束福太郎



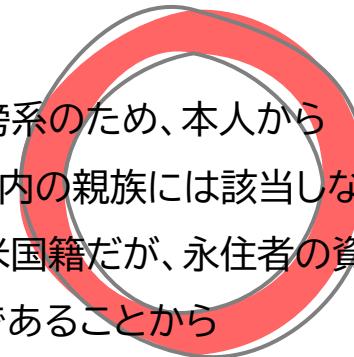
非常勤看護師: 櫻木よし子

▶候補者1 妻の姉の夫

米国籍・永住者の在留資格あり



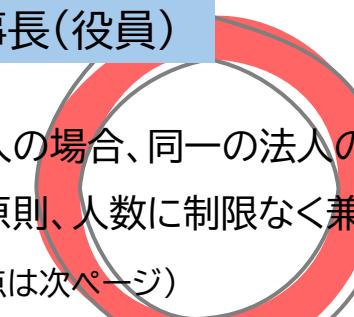
妻の姉の夫は傍系のため、本人からみると3親等以内の親族には該当しない。今回の場合は米国籍だが、永住者の資格をもつ住民であることから候補者として問題なしと考えられる。



▶候補者3 社会福祉法人の理事長(役員)



社会福祉法人の場合、同一の法人の役員&職員は原則、人数に制限なく兼務できます(注意点は次ページ)

社会福祉法人
今戸病院職員NPO法人
竜泉協会役員 NPO法人
竜泉協会職員

台東検太

▶候補者2 父の家に間借りしている者



父の間借人は本人ではなく父と賃貸借契約を結んでいるだけであり、特殊関係者には該当しない



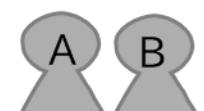
※そもそも大家と賃借人の関係は特殊関係には該当しない！

▶候補者4 複数の評議員が掛け持ちしているNPO法人の職員の子



他の同一の法人や団体の役員&職員で1/3を超えないければOK。
今回の場合は2人まではOK。

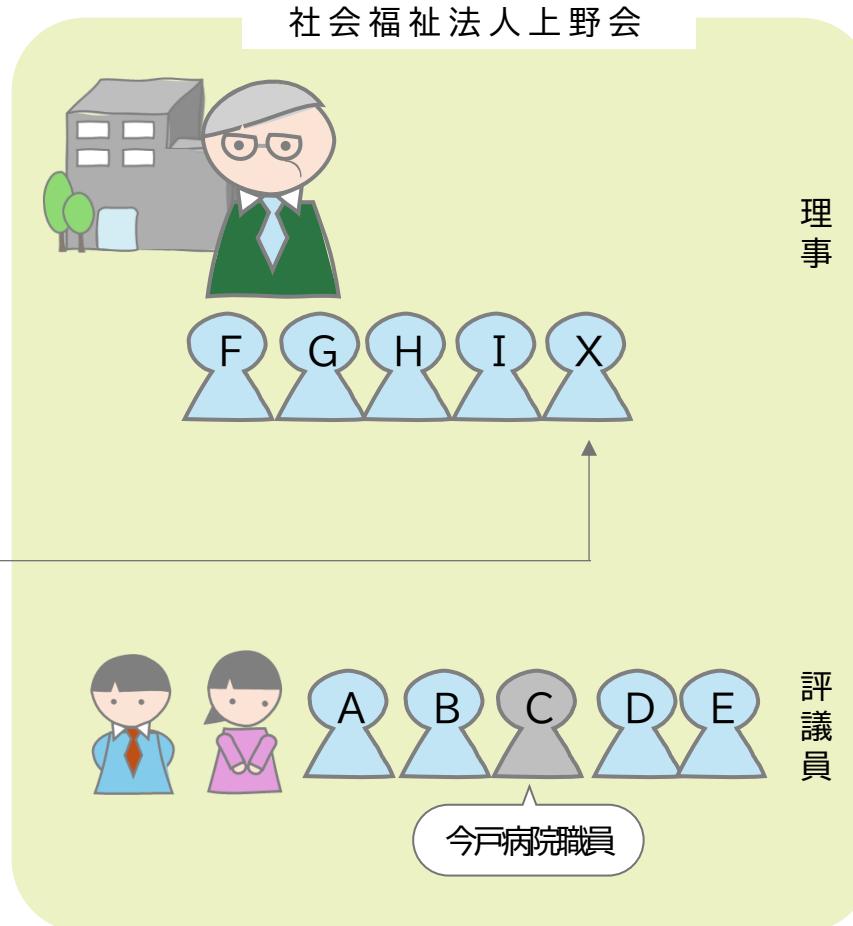
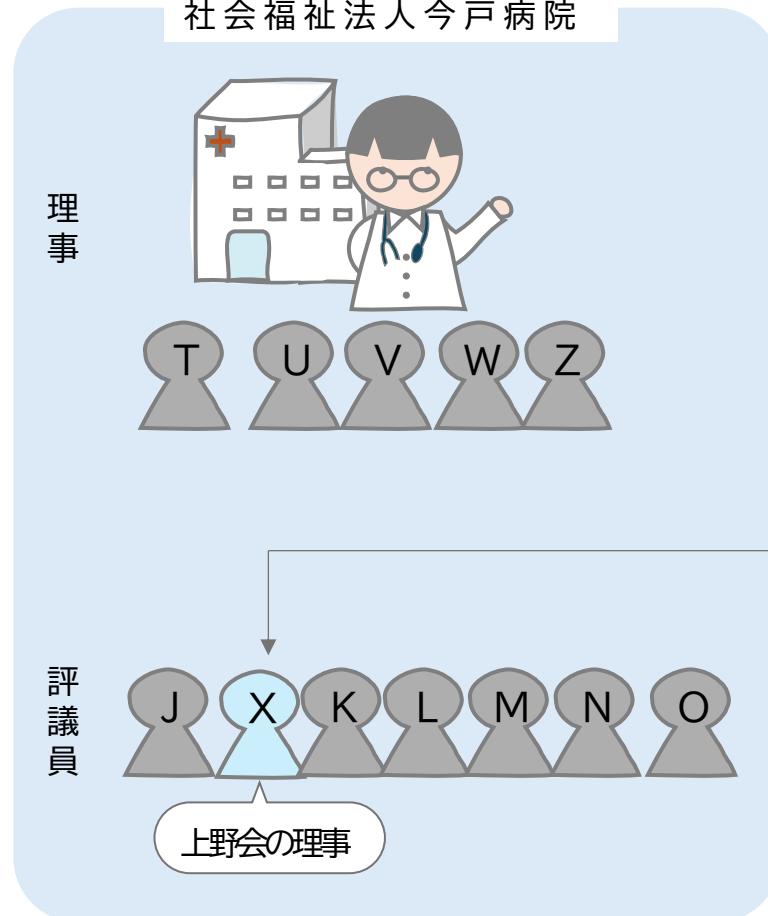
※3人目だが職員ではなく職員の子なのでルール上はOK

社会福祉法人
今戸病院職員NPO法人
竜泉協会役員 NPO法人
竜泉協会職員

台東検太



<注意> 社会福祉法人同士の兼職の場合、適切にけん制関係を働かせるため、今戸病院の評議員に上野会の理事・職員が含まれる場合、今戸病院の理事・職員は上野会の評議員の過半数を超える兼職はできません！

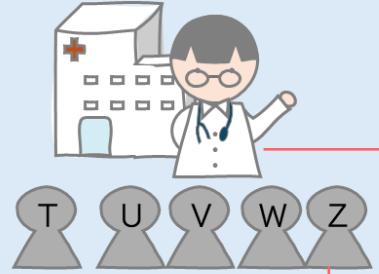




<注意> 社会福祉法人同士の兼職の場合、適切にけん制関係を働かせるため、**今戸病院の評議員に上野会の理事・職員が含まれる場合**、今戸病院の理事・職員は上野会の評議員の過半数を超える兼職はできません！

OK

社会福祉法人今戸病院



理事

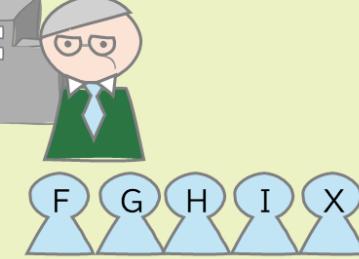


上野会の理事

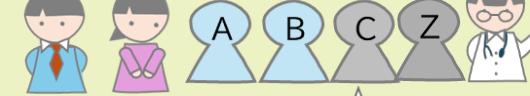
社会福祉法人上野会

社会福祉法人上野会

理事

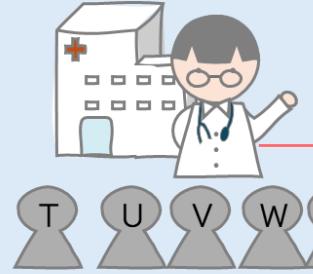


評議員

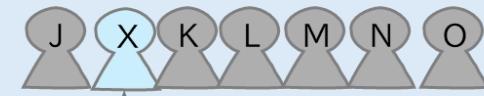


NG

社会福祉法人今戸病院



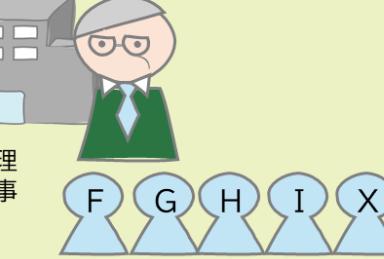
理事



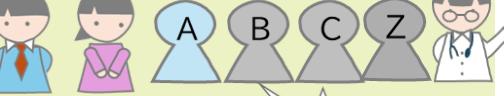
上野会の理事

社会福祉法人上野会

理事



評議員



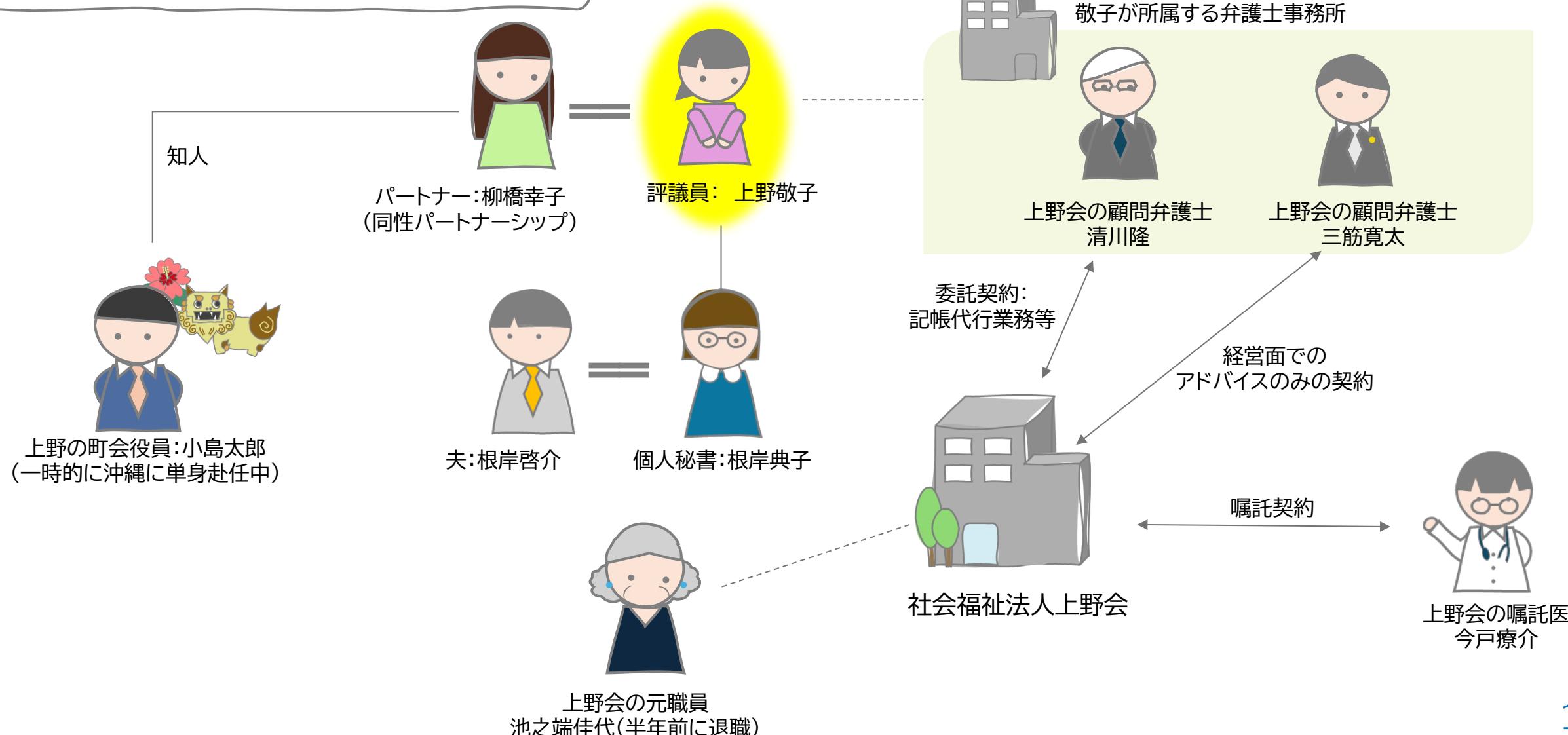
上野会の評議員に、今戸病院の職員C、理事Z、理事長の今戸療介氏の3名が選任されるケース
→過半数を超えていないのでOK

上野会の評議員に、今戸病院の職員B・Cが兼職しているところに、さらに理事Z、理事長の今戸療介氏を選任しようとするケース→過半数を超えるので×

※今戸病院の評議員X氏が上野会の理事でなければ過半数を超えていても兼職OK

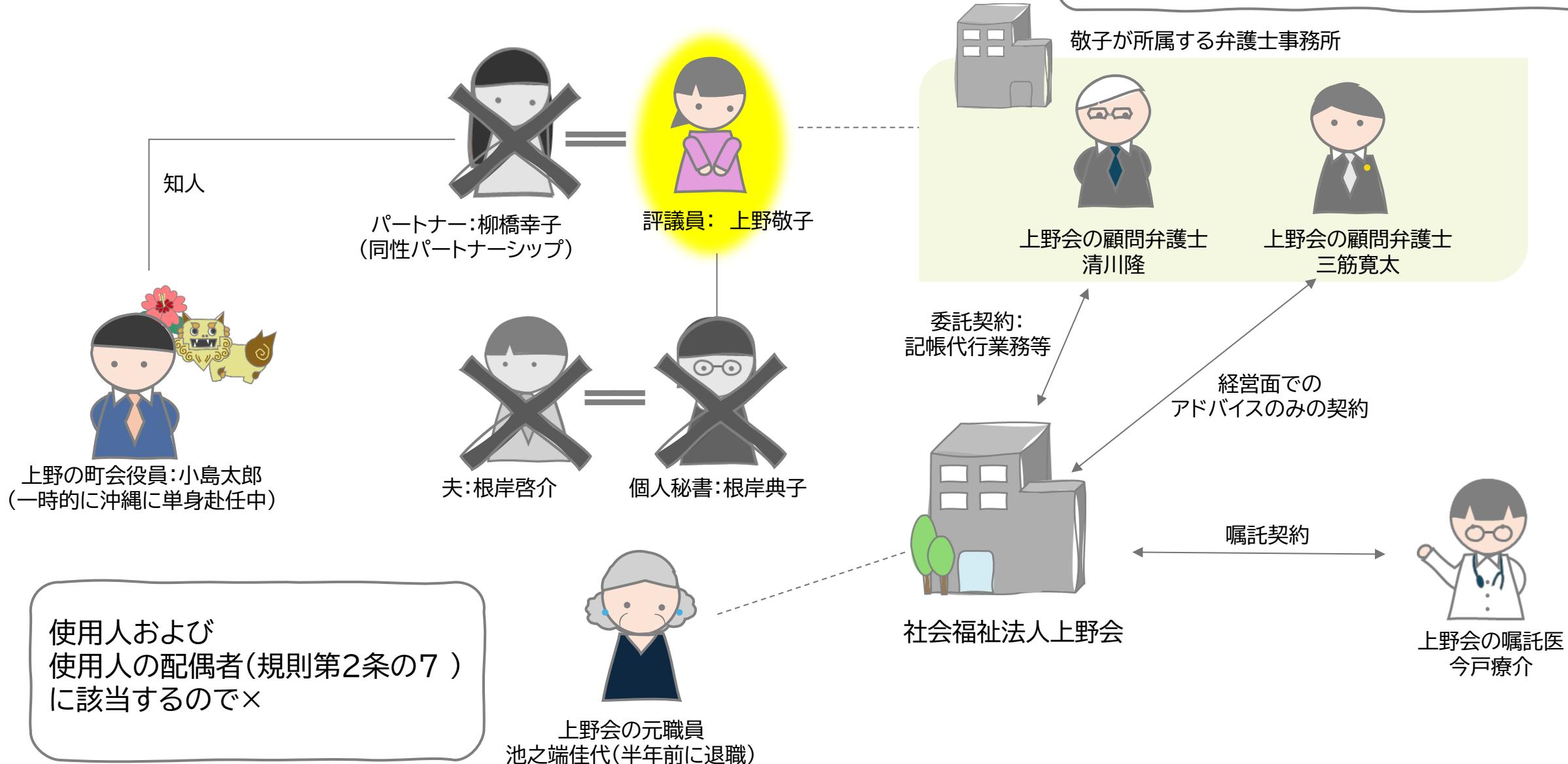
11

候補として相応しいのは誰？？



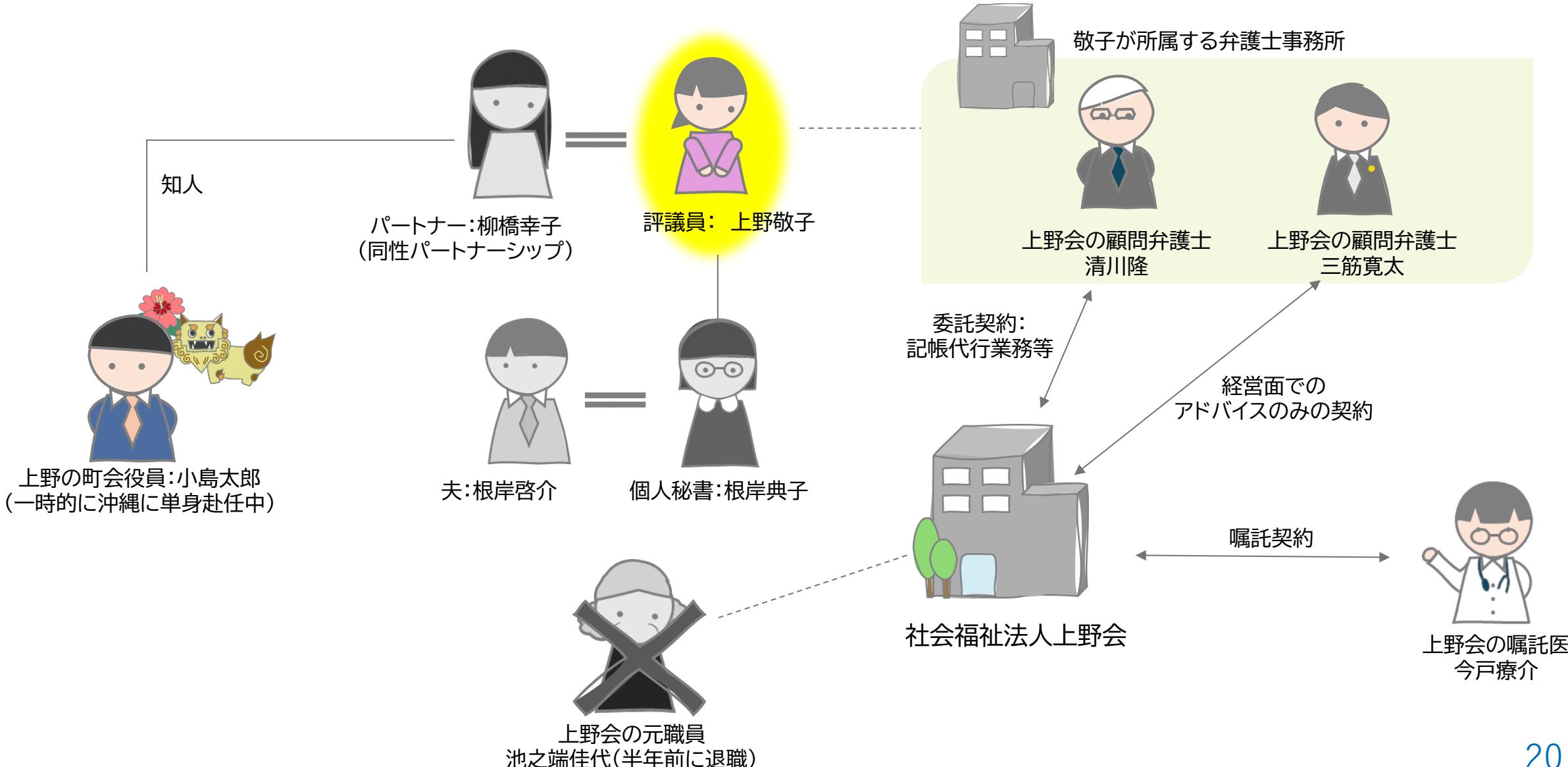
Part 1 ケーススタディ

事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(規則第2条の7)に該当するので×



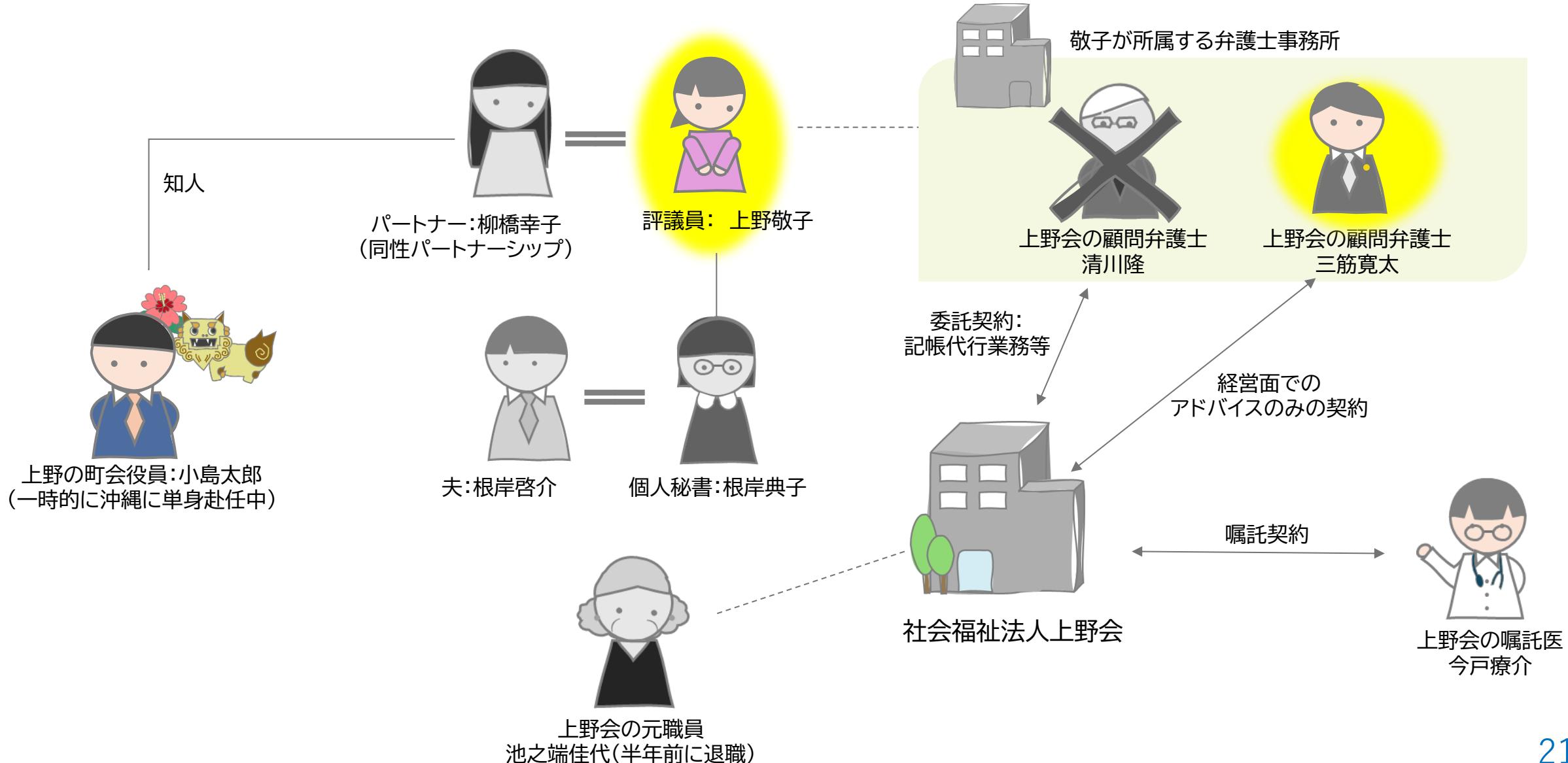
Part 1 ケーススタディ

兼職禁止規定により不適当
(法第40条第2項、経営組織Q&A問17)

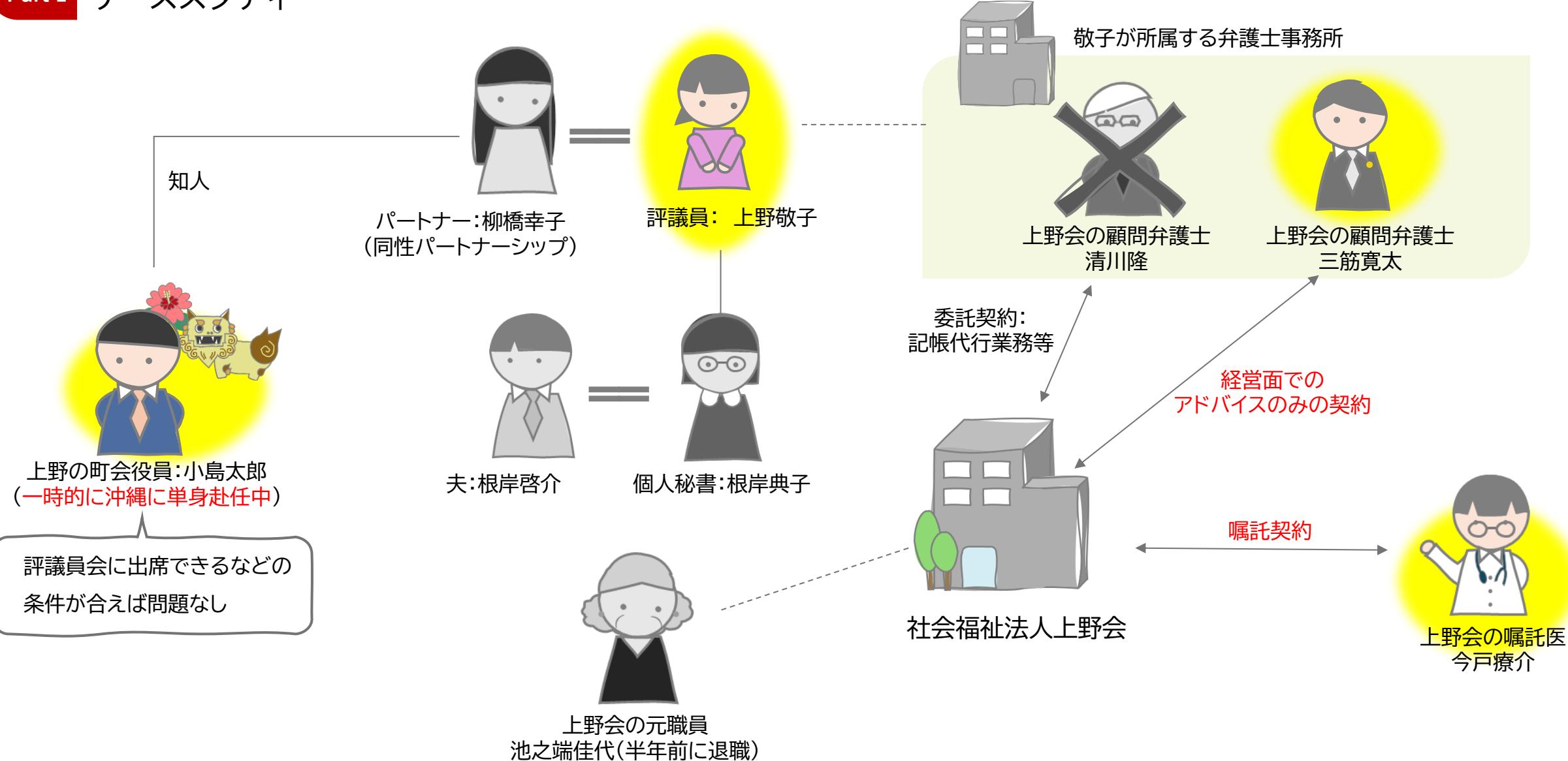


Part 1 ケーススタディ

法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、不適当
(経営組織Q&A問21)



Part 1 ケーススタディ



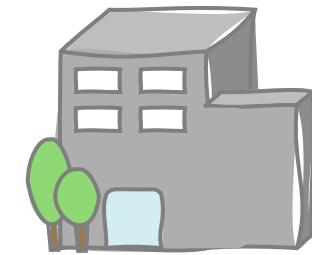
Part 1 選任要件 ②役員(理事として選ぶべき者)

- ▶ 『役員(理事・監事)』として選ぶべき者を見極めます

Q ケーススタディ

それぞれ、どのような者として選任するのが適当でしょうか??

- ①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、施設の管理者
- ④その他の者



社会福祉法人上野会

- ▶ 特別養護老人ホームを1か所、保育園を1か所経営している
- ▶ 理事の定員は6名

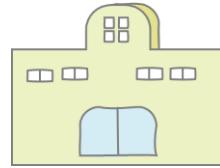
《理事の候補者》



特別養護老人ホーム施設長



保育園園長



元自治体職員



大学教授



地元町会の女性部長



医師会副会長

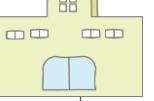
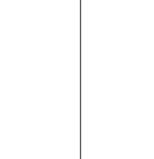
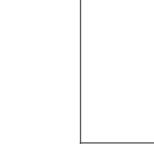
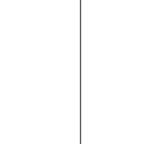
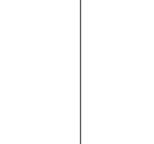
選任要件 ②役員(理事として選ぶべき者)

ケーススタディ

OK

OK

NG

	肩書	パターンA	パターンB	パターンC
	特別養護老人ホーム施設長	①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	③施設の管理者	④その他 ②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
	保育園園長	③施設の管理者 ↑ 法人が社会福祉施設を経営する場合のみ必須	③施設の管理者	①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
	元自治体職員	①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	①社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
	大学教授	②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	④その他	②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
	地元町会の女性部長	②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
	医師会副会長	②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者	④その他	②社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

Part 1 選任要件 ②役員(理事として選ぶべき者)

※審査要領第3の(2)

社会福祉法人が行う『事業の区域における福祉に関する実情に通じている者』とは？



審査要領の記載は例示です。
これらの者に限定されるものではなく、また
これらの者が必ずしも含まれなければならない
ものではありません。

ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員



イ 民生委員・児童委員



ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等



エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者



オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

選任要件 ②役員(監事として選ぶべき者)

※審査要領第3の(1)、審査基準第3の4の(5)、経営組織Q&A問37 参照

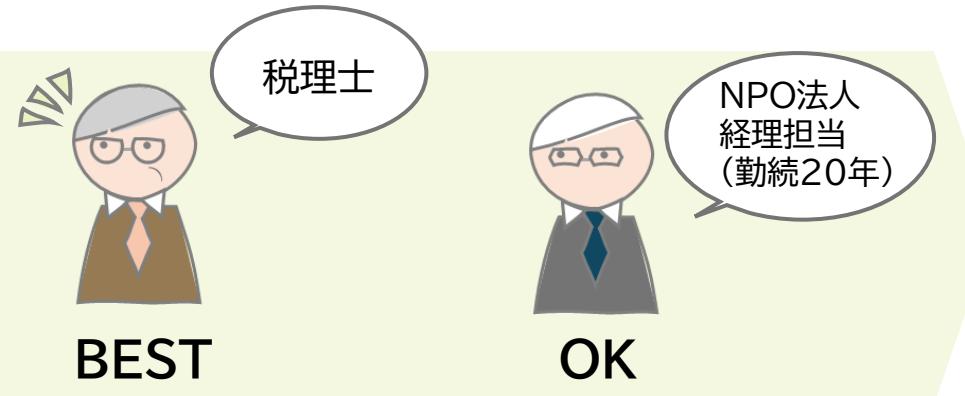
① 社会福祉事業について識見を有する者

- ア 社会福祉に関する教育を行う者
- イ 社会福祉に関する研究を行う者
- ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

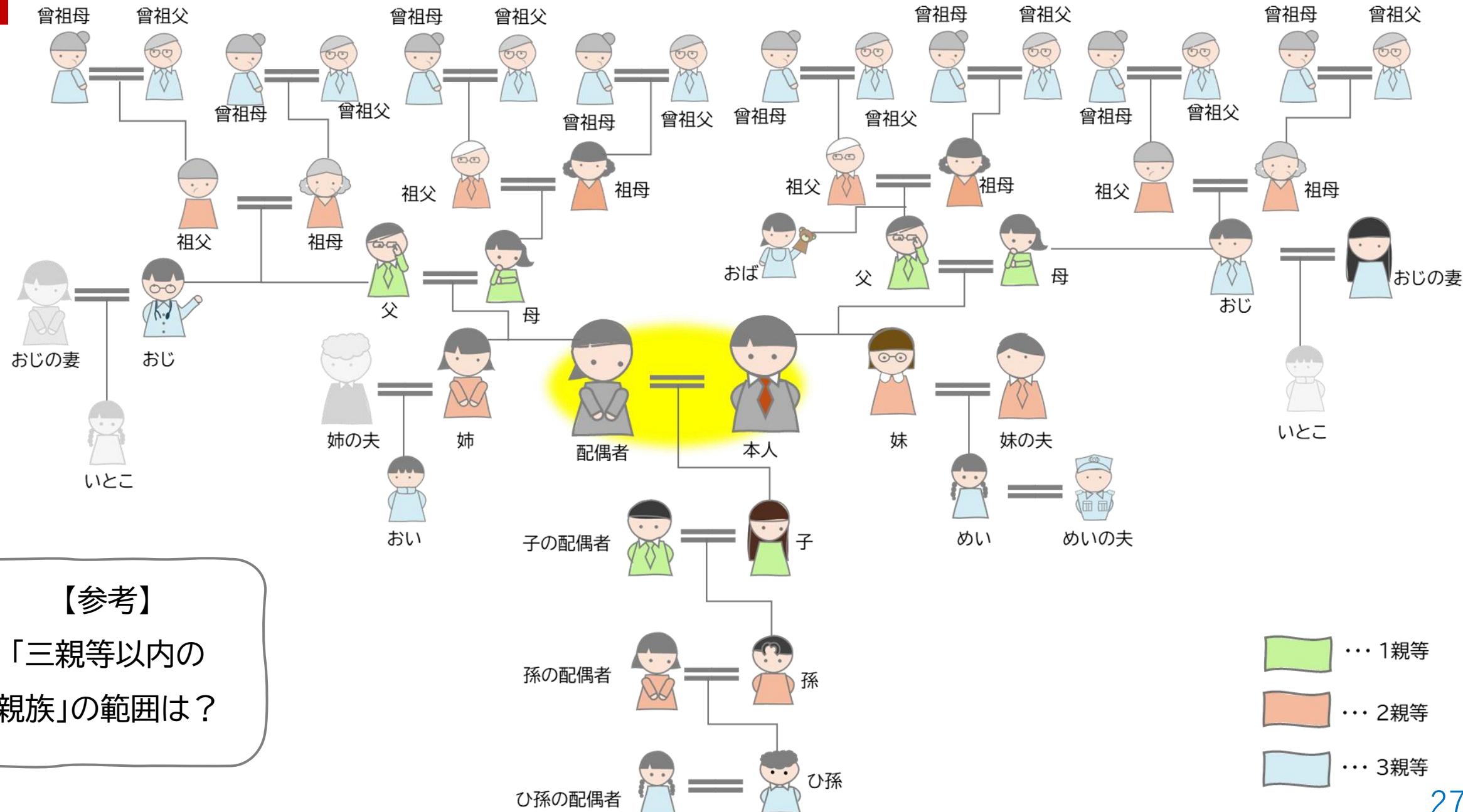


② 財務管理について識見を有する者

- ・監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましい
- ・社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる

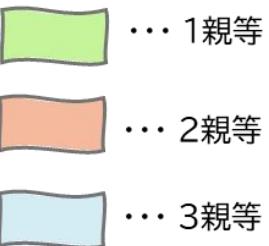


※法人において適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではありません

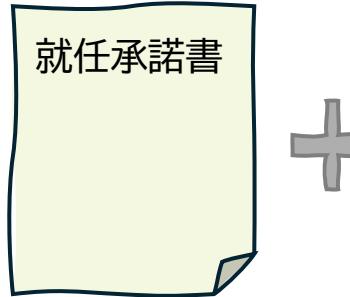


【参考】

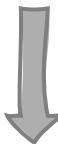
「三親等以内の親族」の範囲は？



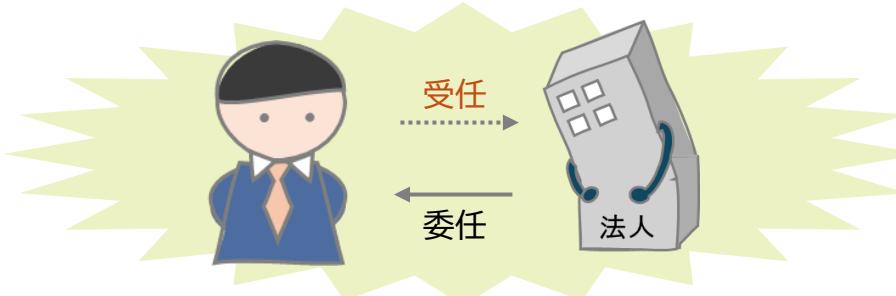
<基本のセット>



▶法人からの選任依頼に対する
受任の意思を確認するため



就任承諾書は**必須**



▶欠格事由に該当しないこと、特殊関係にないこ
と、反社会的勢力でないことを確認するため



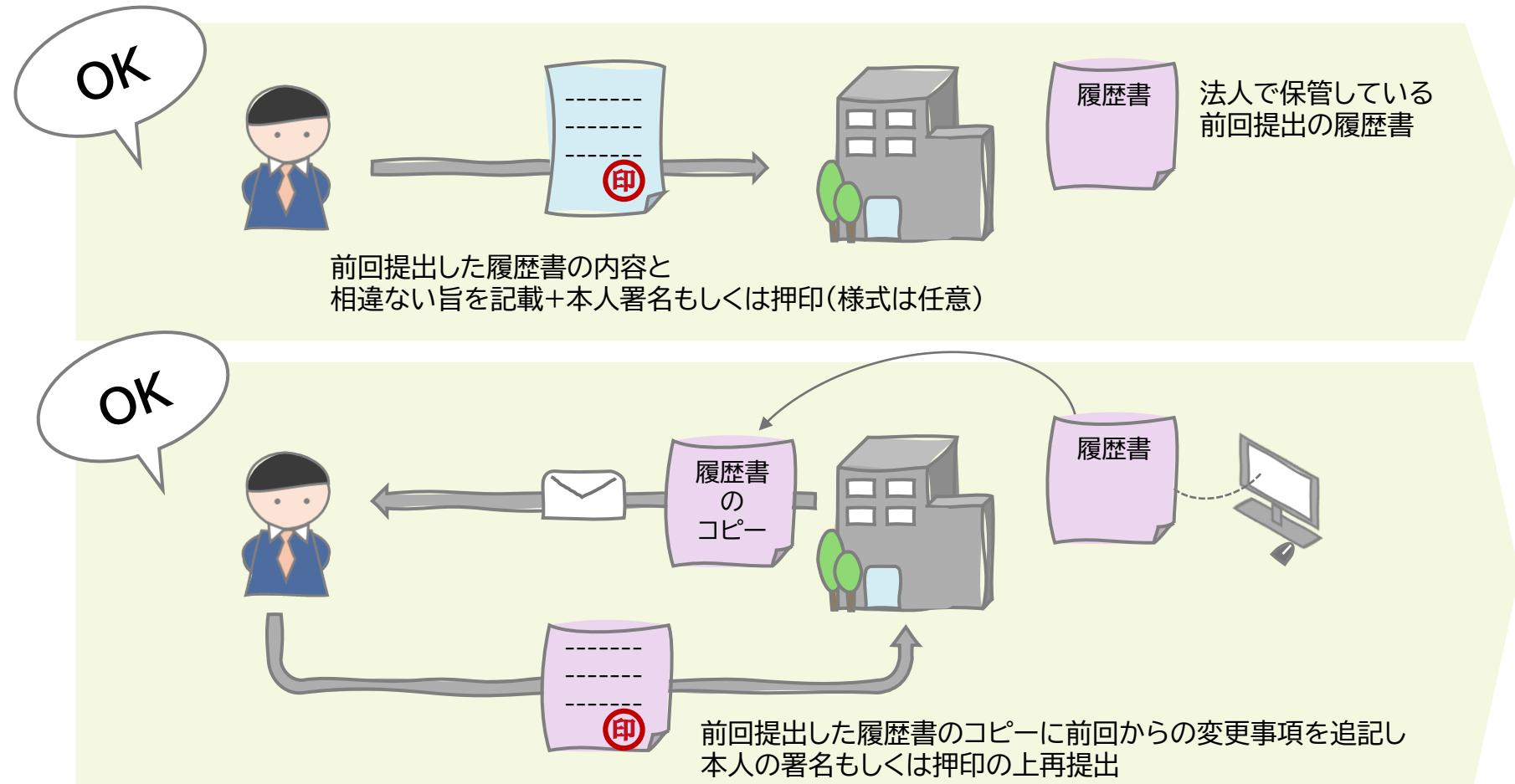
▶評議員・理事・監事
それぞれの役職に必要な識見を有していること
を客観的に示すため

法人において別の方法でこれらの事項を確認することができれば、
必ずしも「誓約書」「履歴書」をもらわなくても差し支えありません。
また、「就任承諾書」と「誓約書」がセットの様式を使用することもできます。

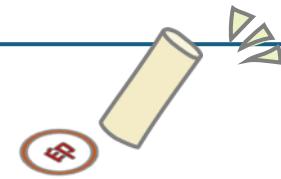
Q

再任の場合も「履歴書」は必ずもらわなければいけないのでしょうか??

再任の場合には、当初の選任時に役員等としての適格性を確認しているので、他の手段でその後の履歴を確認できるのであれば、改めて履歴書を提出してもらう必要はありません。



“押印”はなぜ重要なのでしょうか？



押印をもらう理由（民事訴訟法第228条第4項～形式的証拠能力～）

…訴訟が起きた時などに原因となった事象が「本人の意思に基づく行為」であることを簡単に説明できるようにするため

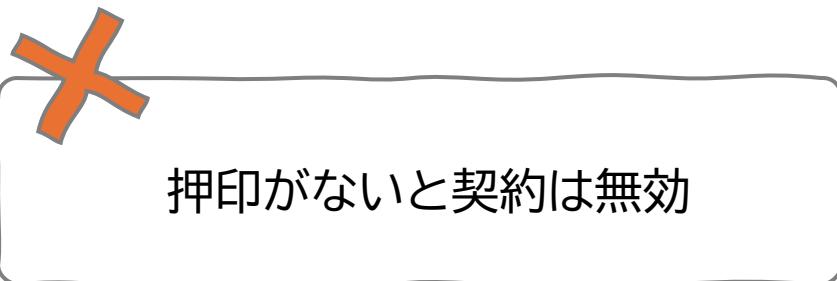
実印で押印してもらうのは、後日何らかの争いになったときに、役員等の候補者本人が履歴書や誓約書を作成したことを、法人が容易に立証するためです。そのため、**法人が事実関係を確認できるのであれば、役員等の履歴書や就任承諾書、議事録署名人等の押印は、必ずしも実印である必要はありません。**

勝手に評議員として名前を使われた！

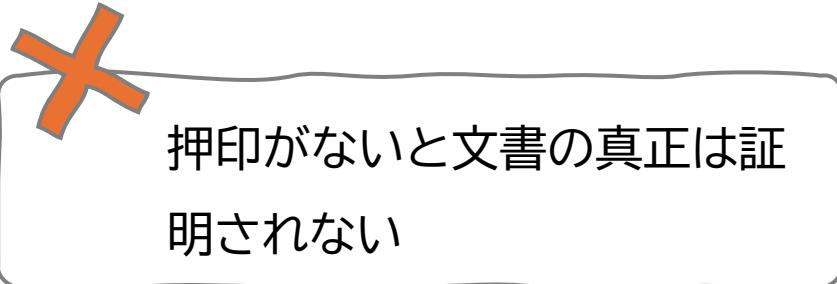
文書偽造罪だ！！



本人の実印をもらっているので
勝手に使ってません！！
(就任承諾書を見てください！)



押印がないと契約は無効

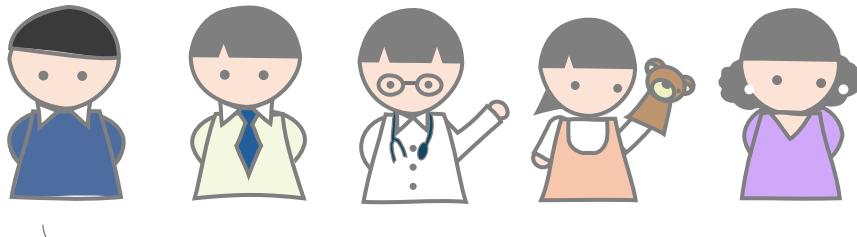


押印がないと文書の真正は証明されない

Part 2 選任手続き ③任期と就任日

Q

6名の理事のうち1名がR8.7/31で辞任するため、後任の理事を7/13の評議員会で選任します。この場合の後任理事候補Xさんの任期と就任日はいつでしょうか。



理事F

体調がよくないので、
7月末で退任したい…

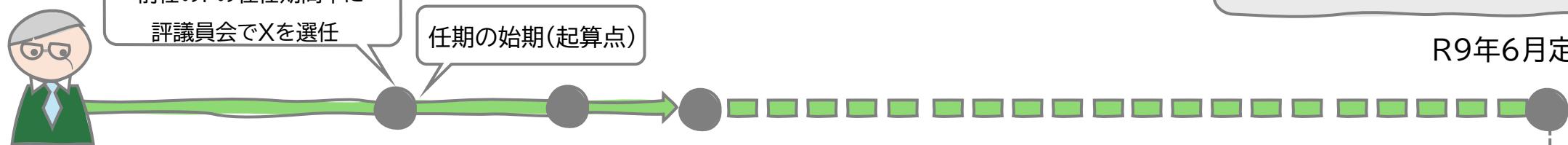
理事候補X



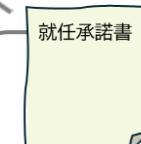
社会福祉法人上野会理事6名
(任期はR7年6月20日～R9年6月の定期評議員会まで)



この事例だと後任の理事Xの任期だけ他の理事と
1年ズレてしまうことに…
どうすれば他の理事と任期満了日をそろえること
ができるでしょうか？



「役員等に就任する日」(事例では8/1)
を記載して、前任者と後任者が重複し
て存在することのないようにします！



就任承諾書の提出



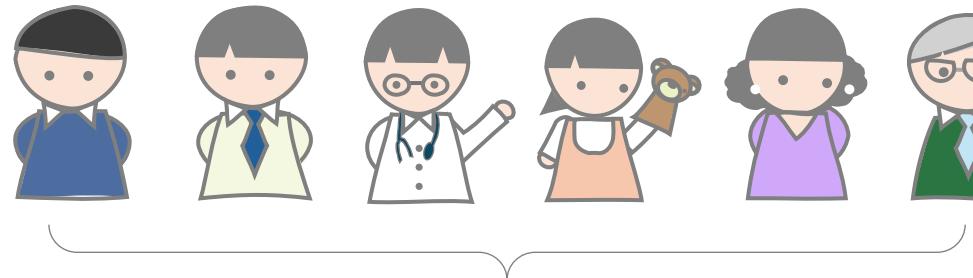
就任日:8/1 (理事としての義務発生)

今回の事例では、就任を承諾した7/26が就任日ではありません！

Part 2 選任手続き ③任期と就任日



この事例だと後任の理事Xの任期だけ他の理事と1年ズレてしまうことに…どうすれば他の理事と任期満了日をそろえることができるでしょうか？



理事F

体調がよくないので、7月末で退任したい…

理事候補X



社会福祉法人上野会理事6名
(任期はR7年6月20日～R9年6月の定時評議員会まで)

▶ 法人の定款、議事録への必要事項の記載により、他の役員と任期満了日を揃えることができます。

【定款】

法人の定款で「補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる」旨を定める。

【議事録】

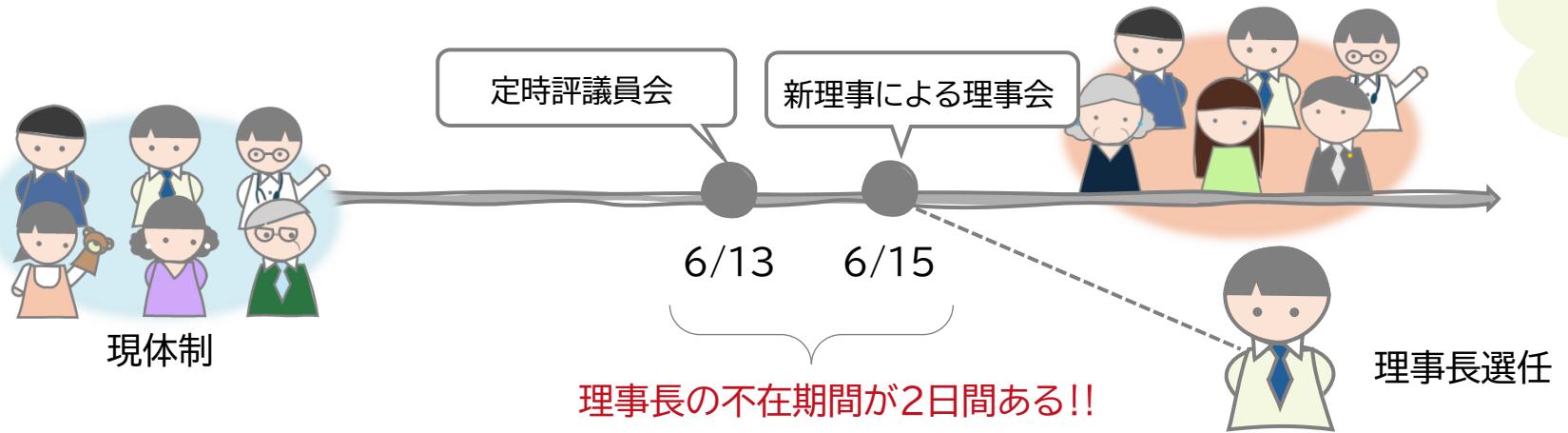
後任の理事の選任に際して、下記必要事項を議事録に記載して選任する。

- ①前任者の後任として選任される者であること。
- ②定款の補欠規定が適用される者であること。

選任手続き ④理事の改選から理事長選任までの流れ

定時評議員会を6/13に開催、現理事の任期満了に伴い新理事を選任します。

新理事による理事会は6/15にしか開催できません。この場合どうすればよいでしょうか？



「現理事の任期を6/15まで延長する」、「理事長の任期だけを2日間延長する」ことはできません。

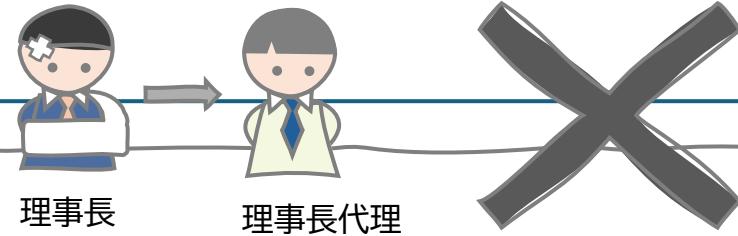
BEST

招集通知の省略を利用して、新理事の日程を調整し、6/13の定時評議員会と同じ日に理事会を開催するのが理想

BETTER

新理事が参集できず、理事会を開催できない場合は、決議の省略の方法により、理事長を選定することもできます

上記の方法がとれず理事長が欠けた場合、「任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する」ことになります



Q

理事長の職務代理者を置くことはできますか？

理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず、また、理事長は理事会において選定されることとなって
いるので、理事長以外の理事が職務を代理したり、理事長が代理者を選定したりすることはできません。

OK

- ・理事会において、理事長が復帰するまで間、必要な権限や業務を他の理事や法人職員が執り行うことと決定する
- ・あらかじめ、定款細則や事務決裁規程などの法人の内規で、理事長が欠けたときの代決者や理事会の招集権者を定めておく

Q

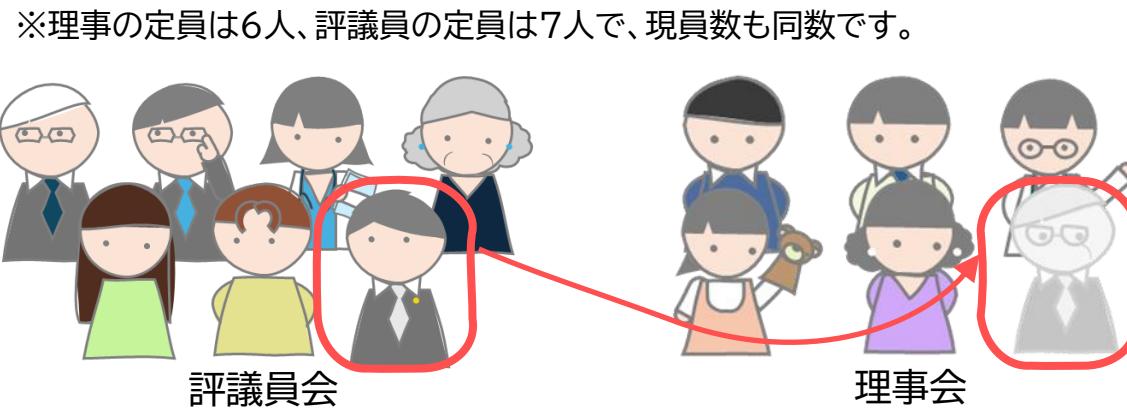
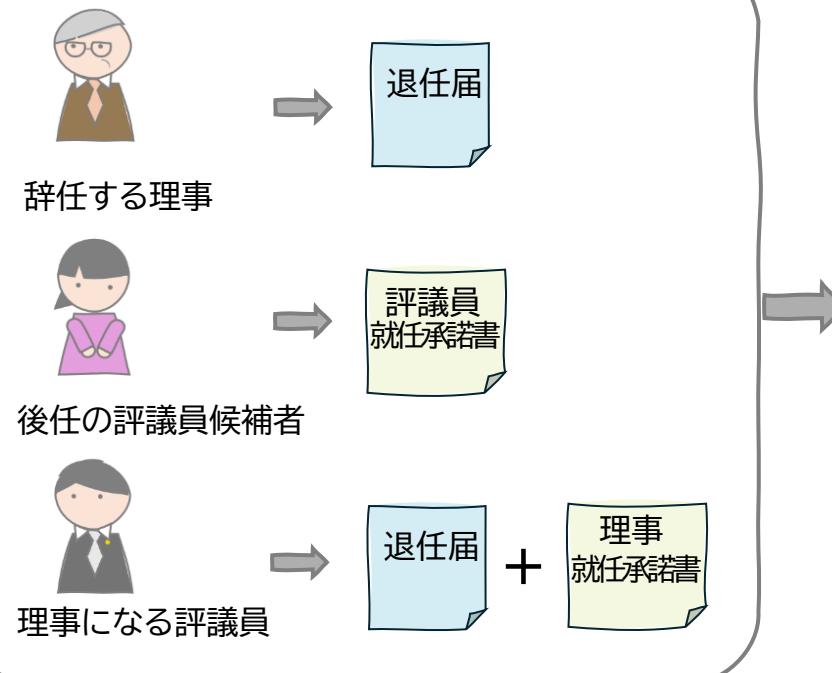
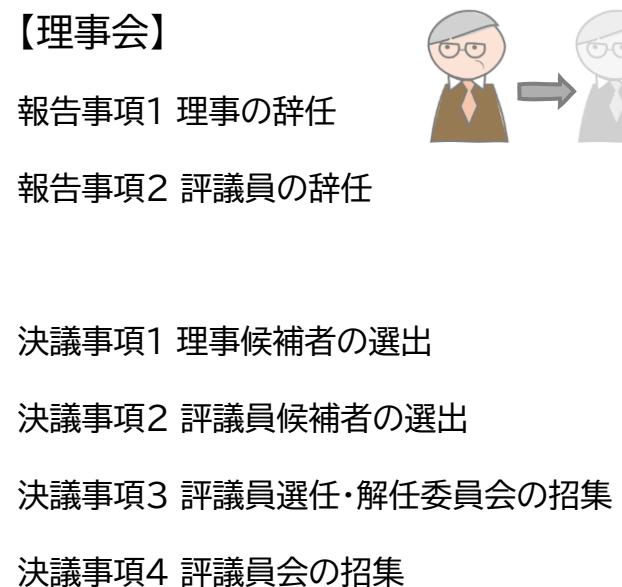
役員等の辞任の手続きはどうすればいいですか？

辞任する場合の意思確認の方法は、法令では特段定められていません。文書でなくともかまいませんが、後々疑義が生じ
ないようにするため記録に残るもので確認することが望ましいです。本人に直接面会したり、文書でやり取りできない場合、
本人の意思が確実に確認できるのであれば、メールでも差し支えありません。

- ▶ 辞任・退任 ≠ 解任
- ▶ 辞任は任意にできるが後任の人事に配慮する必要があります
欠員期間が生じないよう日程調整をする必要あり



理事の1人が任期途中で辞任するため、後任の理事を現在の評議員の中から選任します。

**Step①****Step②****Step④****【評議員会】**

決議事項 理事の選任

**Step③****【評議員選任解任委員会】**

決議事項 評議員の選任



2部

注意すべき運営上の 手続き等について

目次 INDEX

1 役員等の選任に係る注意点

Part 1 選任要件

Part 2 選任手続き

Part 3 役員人事

2 注意すべき運営上の手続き等について

Part 4 定款記載事項

Part 5 議事録の記載必須事項

Part 6 土地

Part 7 届出・公表

Part 8 罰則規定について

各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している厚生労働省の「定款例」では、下記の項目が記載されています。

第一章 **総則**（目的、名称、経営の原則等、事業所の所在地）

第二章 **評議員**（定数、選任及び解任、任期、報酬等）

第三章 **評議員会**（構成、権限、開催、招集、決議、議事録）

第四章 **役員及び職員**（役員の定数・選任・職務・権限・任期・解任・報酬等、職員）

第五章 **理事会**（構成、権限、招集、決議、議事録）

第六章 **資産及び会計**（資産の区分・管理、基本財産の処分、事業計画及び収支予算、
事業報告及び決算、会計年度、会計処理の基準、臨機の措置）

第七章 **解散**（解散、残余財産の帰属）

第八章 **定款の変更**

第九章 **公告の方法その他**（公告の方法、施行細則）

定款例では、一つでも欠けると定款の効力が生じない**必要的記載事項**、定款の定めがなければその効力を生じない**相対的記載事項**、法令に違反しない範囲で任意に記載することができる**任意的記載事項**が示されています。

Part 5 議事録の記載必須事項

評議員会・理事会ともに作成義務・備え置き・閲覧請求への対応義務があります。

記載必要事項	評議員会	理事会
日時・場所(Zoom等で開催した場合は出席方法を記載)	○	○
招集権者に関する事項 ※1	—	○
議事の経過要領および結果	○	○
特別の利害関係がある者がいる場合、当該者の氏名	○	○
法に基づき述べられた意見、発言があるときその概要 ※2	○	○
(理事会)理事長が定款で議事録署名人となっている場合、理事長以外の出席理事の氏名および理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称	○	○
(評議員会)出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名		
議長の氏名(議長がいる場合)	○	○
議事録作成業務を行った者の氏名又は名称	○	—

※1 招集権者に関する事項

下記のいずれかに該当するときはその旨を議事録に記載する必要があります。

- ①理事長以外の理事が招集を請求した場合
- ②理事長以外の理事が招集した場合
- ③監事が招集を請求した場合
- ④監事が招集した場合

※2 法に基づき述べられた意見、発言があるときその概要

- ①競業または利益相反取引を行った理事による報告
- ②理事が不正行為をした、もしくはそのおそれがある場合、または法令・定款に違反する事実や著しく不当な事実があると認められるときの監事の報告
- ③理事会で、必要に応じて行う監事の意見
- ④補償契約に基づく補償をした理事およびその補償を受けた理事による報告

法人は、社会福祉事業を行うために**直接必要な全ての物件について所有権を有しているか、国又は地方公共団体から貸借若しくは使用許可を受けていなければなりません。**この場合の留意点は次のとおりです。

※ただし、都市部等土地の取得が極めて困難な地域、又は特例として資産要件が緩和されている施設（特別養護老人ホーム等）については、不動産の一部に限り、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることは差し支えないとされています。

POINT 留意点

✓	不動産の一部とは、基本的には施設を建てる敷地部分を指し、 事業が行われる施設の建物部分は法人が所有していることが望ましいこと。
✓	貸与を受けた場合は、事業の存続に必要な期間の 地上権又は賃借権を設定 し、かつこれを 登記 しなければならないこと。
✓	賃借料の水準は、法人の経営の安定性及び社会福祉事業の特性に鑑み、 極力低額であることが望ましく、又、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること。

届出・公表事項は表のとおりです。

必要事項	届出	公表
計算書類(注記を含む)	○	○
計算書類の附属明細書	○	—
事業報告・事業報告の附属明細書	○	—
監査報告 ※対象法人は会計監査報告を含む	○	—
財産目録	○	—
役員等名簿 ※公表用・届出用の2種類あり	○	○
役員等の報酬等支給基準	○	○
現況報告書	○	○
事業計画	○	—
社会福祉充実残額の算定結果(+残額がある場合は計画の申請)	○	—
定款	—	○
社会福祉充実計画	—	○

POINT 届出

毎会計年度終了後3か月以内に、所轄庁への届出が必要です。

財務諸表等電子開示システムにより行ってください(書面、電磁的記録も可能)。

POINT 公表

公表書類確定後、速やかにインターネットにより行う必要があります。

※上記の書類について、財務諸表等電子開示システムを活用して届出を行った場合は、インターネットにより公表を行ったものとみなされます。

罰則規定については、社会福祉法第155条～166条で定められています。

- 155条～163条：一般的な背任行為や刑事罰の処分があった場合の罰則規定
- 165条：訴えられた場合の具体的な罰則規定

以下いずれかに該当し、係争事案となった場合、評議員・役員は個々に20万円以下の過料に処されます！

- ①社会福祉法に基づく政令の規定による登記を怠ったとき。
- ②公告を怠り、または不正の公告をしたとき。
- ③正当な理由なく定款や理事会議事録等の記録・書類の閲覧や謄写の申し出を拒んだとき。
- ④定款変更の届出をしないもしくは虚偽の届出をしたとき。
- ⑤定款・議事録・財産目録・会計帳簿・計算書類等について記載すべき事項を記載せず、または虚偽の記載をしたとき。
- ⑥定款・議事録等を備え置いていないとき。など

参考文献・資料など

法:社会福祉法(昭和26年法律第45号)

令:社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)

規則:社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)

一般法人法:一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)

審査基準:「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12年12月1日付け社会・援護局長等連名通知)の別紙1(最終改正:令和2年12月25日)

審査要領:「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12年12月1日付け社会・援護局企画課長等連名通知)の別紙(最終改正:令和2年3月31日)

定款例:「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12年12月1日付け社会・援護局長等連名通知)の別紙2(最終改正:平成31年3月29日)

指導監査ガイドライン:「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(最終改正:令和2年9月11日)

経営組織Q & A:「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて(最終改訂:平成29年2月6日)

引用・参考文献

- ・厚生労働省「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」(2015年2月13日)
- ・厚生労働省資料「社会福祉法人制度改革について」(2017年3月)
- ・内閣府、法務省、経済産業省「押印についてのQ & A」(2020年6月19日)
- ・東京都指導監査部指導調整課「社会福祉法人評議員説明会テキスト 社会福祉法人制度の改正について」(2017年5月19日)
- ・町田市「社会福祉法人Q & A役員等人事編」(2021年3月31日)
- ・東京都社会福祉協議会「社会福祉法人のための規程集 役員会等運営の実務編」(2020年9月)
- ・横浜市「社会福祉法人Q & A運営編」(2022年4月)

台東区公式ホームページ [社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査](#)

[トップ](#)>[健康・福祉](#)>[社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査](#)>[社会福祉法人](#)

台東区 [社会福祉法人指導検査](#)



ご清聴ありがとうございました

